

## 国立大学法人岡山大学津島宿泊所使用規程

〔平成16年4月1日〕  
〔岡大規程第41号〕

改正 平成17年6月7日規程第13号

平成21年3月27日規程第11号

平成23年3月31日規程第18号

平成26年3月31日規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学津島宿泊所（以下「宿泊所」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宿泊所の目的)

第2条 宿泊所は、外来講師等の宿泊並びに国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の役員及び職員の会合等に使用するものとする。

(紹介者及び使用責任者)

第3条 宿泊所を本学の役員又は職員以外の者の宿泊に使用する場合は、本学の役員又は職員が紹介者となるものとする。

2 宿泊所を会合等に使用する場合は、当該会合等に使用する者のうちから使用責任者（本学の役員又は職員に限る。）を定めるものとする。

(使用願)

第4条 宿泊所を使用しようとする者（前条第1項の場合にあっては紹介者、前条第2項の場合にあっては使用責任者）は、別に定める使用願を、使用日の3日前までに、財務部長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 財務部長は、前条の使用願を適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

2 前項の許可を受けた者は、使用の許可を受けた後、使用願の内容等を変更しようとするときは、直ちにその旨を財務部長に申し出て、承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 宿泊所を宿泊に使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用者等の義務)

第7条 宿泊所を使用する者（以下「使用者」という。）並びに紹介者及び使用責任者は、別に定める「津島宿泊所使用心得」を厳守しなければならない。

2 使用者が、故意又は重大な過失により、宿泊所の施設、設備等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 紹介者及び使用責任者は、使用者が使用料又は前項の賠償金を支払わない場合には、使用者に代わって支払いをしなければならない。

(事務)

第8条 宿泊所に関する事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前の宿泊については改正前の使用料を適用し、施行日以後の宿泊については改正後の使用料を適用する。

#### 別表（第6条関係）

##### 宿泊所使用料金表

区 分	摘 要	金 額
洋 室 A	宿泊 1人 1泊	2,800円
洋 室 B	〃	2,600円
和 室	〃	2,200円

## 岡山大学津島宿泊所使用願

使用許 可番 号	第	号	財務 部 長	課 長	総括 主 査	担 当							
決 裁	平	成	年	月	日	専 決		申 請	平	成	年	月	日
<p>財 務 部 長 殿</p> <p style="margin-left: 350px;">紹介者又は使用責任者</p> <p style="margin-left: 350px;">所 属 名 氏 職 氏 名 氏 名 氏 名</p> <p style="margin-left: 350px;">17時以降の紹介者 又は宿泊者の連絡先：</p> <p style="margin-left: 650px;">連絡先：</p>													
<p>国立大学法人岡山大学津島宿泊所使用規程を遵守しますから、下記の使用を許可くださるようお願いします。</p>													
本学での用務 (一時使用の場合は目的)													
使用 種 別	使 用 者 属	氏 名	宿 泊 室 名	宿 泊 月 日						泊 数	金 額		
宿 泊				/	/	/	/	/	/				
				/	/	/	/	/	/				
				/	/	/	/	/	/				
				/	/	/	/	/	/				
一 時 使 用 ( 研 修 室)	使 用 月 日		使 用 室 名		使 用 人 数		使 用 什 器 類						
	月	日	時	分	か	ら							
	月	日	時	分	ま	で							